



# よくあるご質問



Q.1 地域計画とは何ですか？

A

地域の農業をどのように維持・発展させていくのか、農地を誰が担っていくのか等の方針を地域の話合いに基づいて定める計画です。地域計画には農地1筆ごとに将来誰が担っていくのかを示した「目標地図」も含まれます。詳細は農地のある市町村へお問い合わせください。



Q.2

所有している農地が地域計画の内か外かはどのように分かるのですか。

A

地域計画は市町村が策定し、公告を行っていますので、農地のある市町村へお問い合わせください。

Q.3

どんな農地でも借り受けてもらえるのですか。

A

地域計画内の農地であっても、借受希望者が明確でない場合や1号遊休農地の黄色区分である場合、また、地域計画外では借受けを希望する者が見込まれない場合や農用地等として利用することが著しく困難な場合には借り受けることができません。

Q.4

賃料の支払いはいつですか。

A

土地所有者へのお支払いは12月10日です。耕作者は11月10日までに農地バンク指定口座へお支払いただることとなります。なお、県内JA口座をお持ちの場合には引き落としができます。

Q.5

貸し付けた農地を契約途中で返してもらえますか。

A

土地所有者・農地バンク・耕作者の間で合意解約ができれば、契約途中でも農地を返還することはできます。なお、協力金が交付されている場合は協力金の返還になることがありますのでご注意ください。

Q.6

農地を貸借ではなく、売買したい場合にはどうするのですか。

A

農地を売買したい場合には農地のある市町村の農業委員会にご相談ください。なお、農地バンクを活用した売買支援もありますので、併せて農業委員会へお問い合わせください。



関係機関の  
連絡先一覧はこち  
ら  
【公社HP】『関係機関連絡先一覧』

その他  
よくあるご質問はこち  
ら  
【公社HP】『よくあるご質問』



お問合せ・ご相談



(公社)宮崎県農業振興公社 農地一課

0985-78-0210

【メール】  
mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp

お気軽に  
ご相談ください！

R5.4.1 現在

農地を「貸したい」方へ 農地を「借りたい」方へ



# 宮崎県農地バンク

Farmland Banks of Miyazaki

話をしてみませんか、  
大切な「農地」のこれからのこと。

集積・集約化で  
大切な農地を  
**有効活用！**



公益社団法人 宮崎県農業振興公社



# 集積・集約化で農地を有効活用！

「農地バンク」は農地の貸し借りをお手伝いします！



「農地」のこんなお悩みはありませんか？

農地を貸したい方

歳もとったし、そろそろ  
農業は引退かな。でも  
この農地、放っておいたら  
荒れ地になるし、  
ん~どうしようか…

農地を借りたい方

規模を拡大したいし、  
農地をまとめたいけど  
何かいい方法はないかな…

まずは、農地のある  
市町村の農政担当課  
または農業委員会へ  
ご相談ください。

## 相談・申し込み

農地のある市町村・農業委員会

連携

協力

農地を  
貸したい方

借受け

貸付け

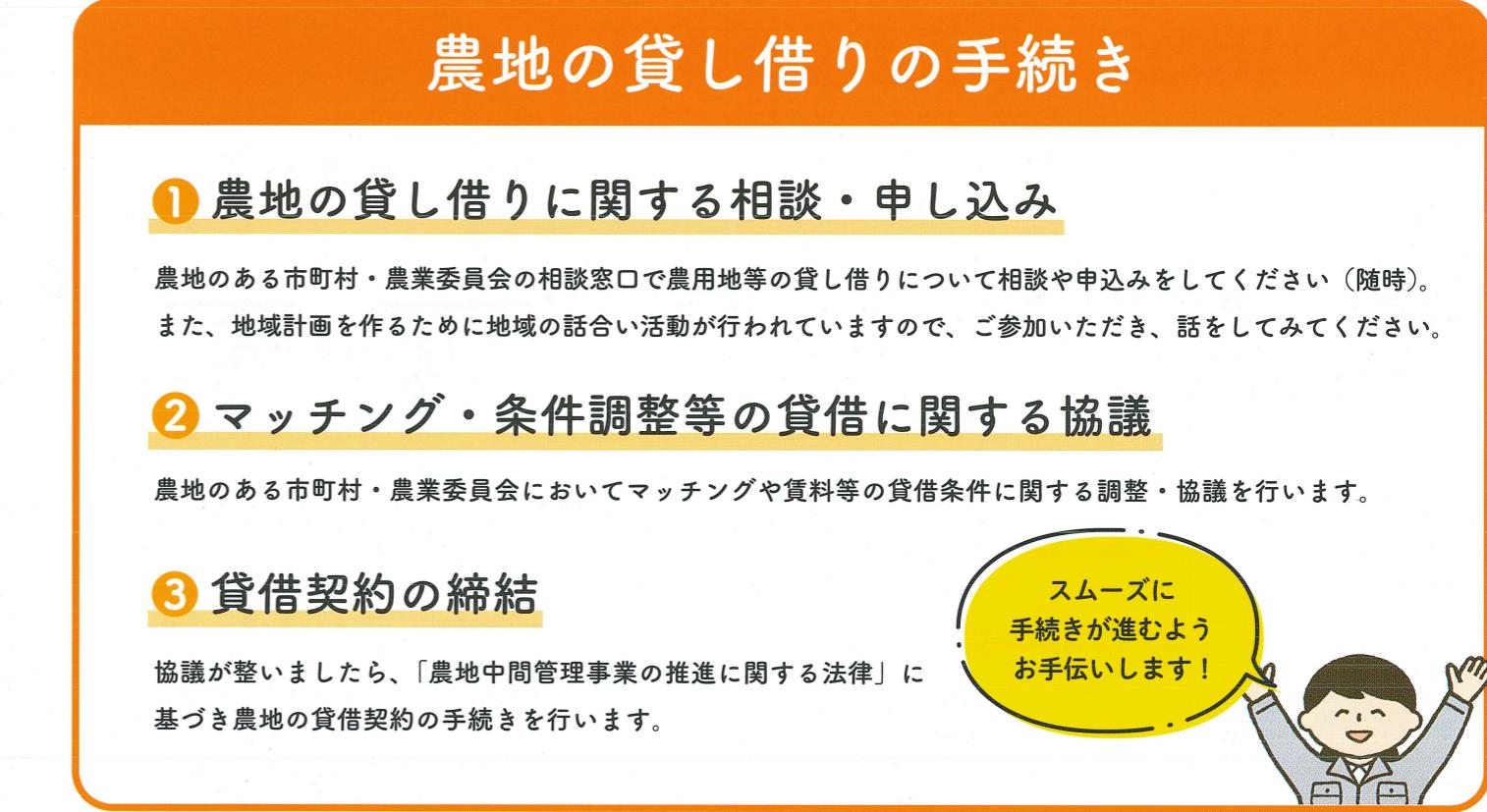
賃料

賃料

宮崎県  
農地バンク

公益社団法人  
宮崎県農業振興公社

農地を  
借りたい方



農地バンクを活用すると様々なメリットがあります



農地を貸したい方

農地を  
貸したい方

賃借料は農地バンクを経由するので  
安心・確実です。

農地を借りたい方

複数の所有者とのやりとりや賃料支払いは、農地バンクに一本化され、事務労力や手数料が軽減されます。

契約期間終了後、農地は必ず返還されます。  
契約更新も可能です。

長期間、農地を借りることも可能で、  
計画的に営農できます。

要件を満たせば、  
固定資産税の軽減が受けられます。

要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や  
資金の活用において優遇措置があります。

相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。  
(税務署への届け出が必要)

法律に基づく手続きによる権利設定ができます。